平成２２年（フ）第４９６号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目290番地　プラスワン201、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿680番地１
債務者　鶴見　一成
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　經夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月９日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８５号
札幌市中央区南10条西18丁目１番20号　かつらマンション１階２号
債務者　佐々木宗廣
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８７号
名古屋市瑞穂区北原町３丁目11番地　三旺マンション瑞穂北原302号
債務者　宮本　一美
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地３―304
債務者　城戸口耕一
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井野　和幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月19日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１７０号
埼玉県新座市北野３丁目21番21号　メゾン路102号室、旧住所埼玉県新座市大和田１丁目８番３号
債務者　小林　貞司
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　径一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１７号
岐阜県大垣市三本木４丁目23番地３
債務者　大澤　新平
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
岐阜県大垣市藤江町１丁目３番地１　県営住宅Ｆ145
債務者　立川　文彦
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
奈良県磯城郡三宅町大字石見96番地の４　マンションこはく301号
債務者　阿比留貴光
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
奈良県大和高田市大字大中25番地の11
債務者　奥西　順子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
奈良県磯城郡田原本町大字千代873番地の11
債務者　竹邑　仁子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺200番地の13
債務者　青木　良人
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
奈良県橿原市葛本町218番地の４　ガーデンハイツ明日香505
債務者　佐々木遂一
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部641番地１、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字三吉468番地１
債務者　本田　育治
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部641番地１、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字三吉468番地１
債務者　本田まさ子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
奈良県香芝市上中1246番地の11
債務者　津野　保高
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
和歌山県田辺市新庄町3042番地の44　内之浦団地３号棟１階55号室
債務者　村田　千穂（旧姓岩本）
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部